

耐震シェルター・防災ベッド

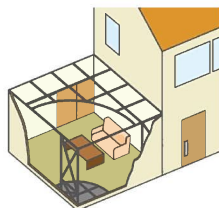
～耐震シェルター等設置助成制度の御案内～



川崎市が費用の一部を助成します。

耐震シェルターとは

大きな地震による住宅の倒壊から身を守り、安心して生活していただくため、住宅の一部屋(居間や寝室)にフレーム等を設置することにより、安全な空間(一時的な避難場所)を作るものです。



防災ベッドとは

大きな地震による住宅の倒壊から身を守り、安心して就寝していただくため、ベッドにフレーム等を設置するものです。



対象建築物

- 昭和56年5月31日以前に工事着手されたもの
- 木造で建築された一戸建ての住宅、店舗等併用住宅
(防災ベッドについては、長屋・共同住宅を含む)
- 耐震診断の結果、地震に対して安全でないと確認されたもの
- 住宅の1階に耐震シェルター・防災ベッドを設置できること

注意点

※本制度を利用される前に、必ず耐震診断を行ってください。

無料の耐震診断士派遣制度がありますので、詳細は下記の連絡先までお問合せください。

※既に川崎市の制度を利用して耐震改修工事を行われている場合は、本制度の対象外となります。

助成対象者

- 建物の所有者又は所有者から委任を受けた者

助成金額

耐震シェルター：費用の9/10 かつ 上限30万円
防災ベッド：費用の9/10 かつ 上限10万円

注意点

※申請回数について、耐震シェルターにおいては1棟につき1回、防災ベッド(テーブル含む)においては居住している方の人数分を限度に1回とします。

※同一住宅において、耐震シェルターと防災ベッド(テーブル含む)を重複して申請することはできません。

対象製品

助成対象となる製品は、「対象製品一覧」をご確認ください。

手続きの流れ

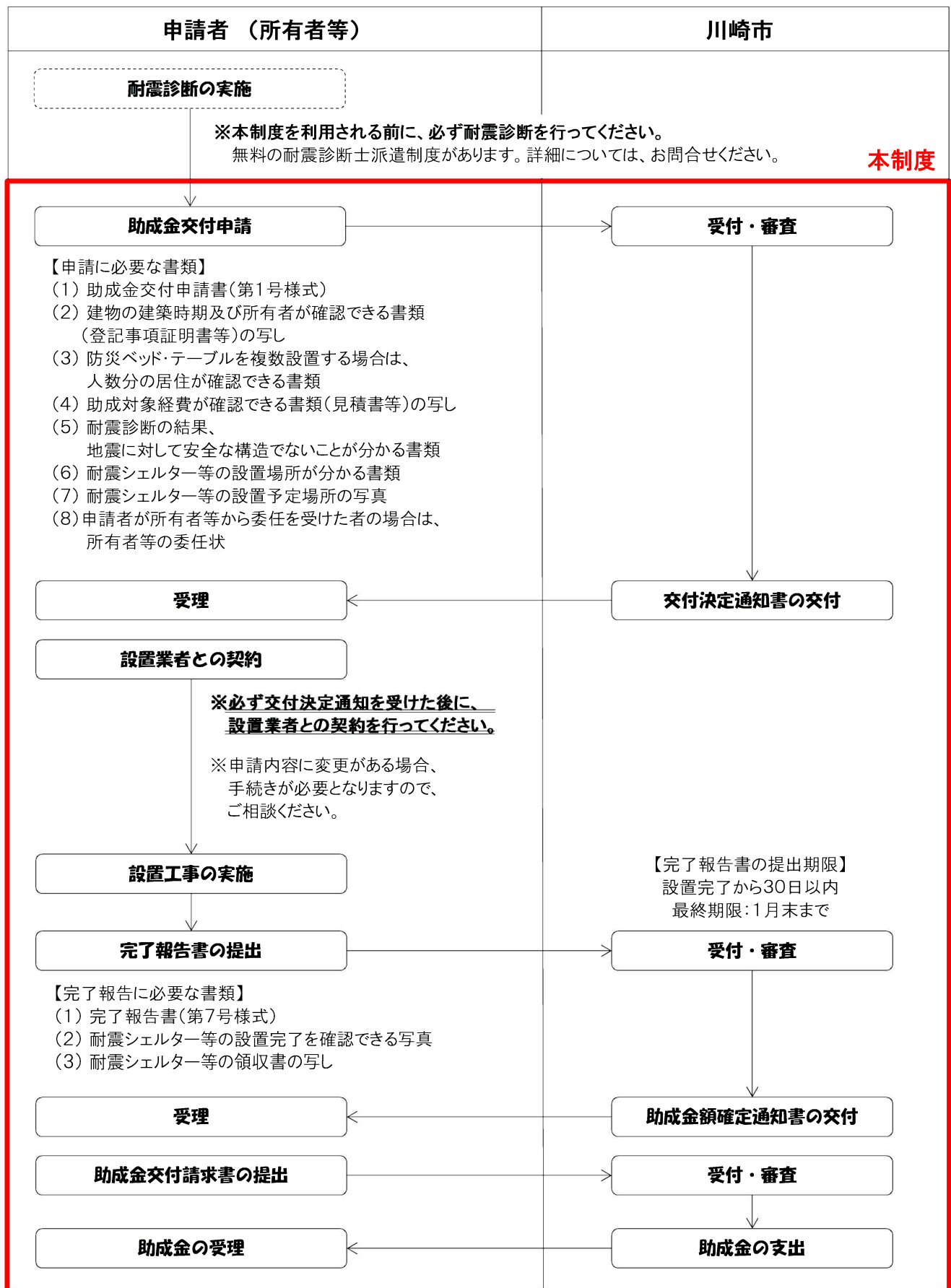
申込みの手続きの流れは、裏面をご覧ください。
(受付期間：毎年度4月～10月末)



ホームページはこちら↑

問合せ・申込み先 川崎市 まちづくり局 市街地整備部 防災まちづくり推進課 耐震化支援担当
 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話 044-200-3017

手続きの流れ



注意点

※事前に設置業者と契約された場合は、助成金が受けられません。

申請書類を提出の後、市からの助成金交付決定通知が交付されてから、契約を行ってください。

※本制度を利用された場合、木造住宅耐震改修助成制度は御利用できません。